

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年5月8日(月)午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
12番	芳川清志
13番	林 勉
14番	森 一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林 吉一

4. 会議録署名委員

11番	南 和弘
12番	芳川清志

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山	澤	貴	志	子
農業委員会事務局	藪	内	雄	基	
農業委員会事務局	高	橋	華	寿	紀
農業委員会事務局	三	宅	七	聖	

6. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について (利用権設定)
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について (5条届出)
報告第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の取消し願について (利用権設定取消し)
報告第3号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について (賃貸借合意解約)
報告第4号	農地台帳登載願について (農地台帳登載願)
報告第5号	久御山町農地利用最適化推進委員委嘱に係る選考について

7. 会議の経過

(事務局長)

これから、令和5年第5回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる4月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

6番 中村委員

8番 内田裕夫職務代理者

10番 辻村委員

20番 林吉一委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	2件
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定)	4件
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届 出について(5条届出)	1件
報告第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の取消 し願について(利用権設定取消し)	1件
報告第3号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解 約の通知について(賃貸借合意解約)	1件
報告第4号	農地台帳登載願について(農地台帳登載願)	1件

(会長)

報告第5号 久御山町農地利用最適化推進委員委嘱に係る選考について

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。11番の南委員、12番の芳川委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案に基づきまして、まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号10と受付番号11の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号10について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号10について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容については、議案書2ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書3ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページ、2ページ、3ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長) それではまず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●委員) 報告させていただきます。農地所有適格法人に係る事前調査の報告をさせていただきます。

●●●●●●●●●●については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われま。

よろしくお願ひいたします。

(会長) ただ今、事前審査の報告がございましたが、議案第1号受付番号10について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。何かございませんか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号10を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号11の案件について、事務局から説明を願ひます。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号11について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらは、同一経営体内での生前贈与の案件になります。譲受人のご住所は●●●ですが、現在もすでに久御山町に通って一緒に農業をされているとお聞きしています。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号11、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。生前贈与の案件ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号11を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号47から受付番号50の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号50の●●●●●●につきまして、草が少し生えていましたが、借り手が容易に除草できる程度であり、特に問題ないものと思われま

す。その他の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号47につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号47について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号47につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号47について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号48の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号48について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号48について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号48について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号49の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号49について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号49、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号49について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号50に入ります。議案第2号受付番号50と、報告第3号受付番号1になってると思いますが、農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知については関連する内容でもございますので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号50について説明する前に、関連する内容として、報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号1を先に報告します。

報告第3号受付番号1について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。先ほどの現地調査報告にもございましたとおり、4月25日の現地調査時には草が少し生えていましたが、



(事務局)

本日、机の上にお配りさせていただいている資料Aの写真のとおり、現在は草刈りがなされており、5月31日に貸し手に土地の引き渡しがなされます。

本件については、令和5年4月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第2号受付番号50について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じく10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号50及び報告第3号受付番号1について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号50について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず、報告第1号受付番号2、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出についてを事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

(事務局)

本件については、令和5年4月19日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号2の報告が事務局からございましたが、この報告事項につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、続きまして、報告第2号に入ります。報告第2号受付番号1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の取消し願について、利用権設定取消しを事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号1について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。こちらの案件は、貸借期間が令和5年5月1日からと貸借期間前に申し出がありましたので、合意解約ではなく決定の取消しというかたちになっています。

本件については、令和5年4月19日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第3号はすでに先ほど報告していただきましたので、報告第4号に入ります。報告第4号受付番号1、農地台帳登載願についてを事務局から報告願います。

(事務局)

それでは、報告第4号受付番号1について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。こちらの案件は、もともと宅地であった土地を農地として利用しており、今後も農地として利用されるため、地目を宅地から農地に変更された案件です。今後は、農地として農地法の適用を受けることになります。

本件については、令和5年3月29日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第4号受付番号1の報告がありました。これにつきまして何かご意見等あれば、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第5号に入ります。久御山町農地利用最適化推進委員委嘱に係る選考についてを事務局から報告願います。

(事務局)

それでは、報告第5号について、議案書18ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員の募集をいたしましたところ、定数を上回る応募がございました。資料Bのとおり、久御山町農地利用最適化推進委員の推進の求め及び募集並びに委嘱に関する要綱第7条の規定に基づき、選考委員会を開催しました。選考結果については、議案書の20ページと21ページをご覧ください。20ページの右端にある評価順位のとおり1番と2番の方が候補者として選出されましたので報告いたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今報告第1号の報告がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

中身の質問じゃないですけども、要綱つけてもらってますけども、条文の誤りがあると思われまますので、四角で囲んでもらってます、第7条の4項、「選考委員会は第2号各号」になってますけども、2項です、2号じゃなくて。そうであれば、訂正しておいてください。

(事務局)

すみません、ありがとうございます。

(会長)

そのほか、何かございませんか。よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようですので、これで、本日より予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後13時51分 終了 —————